5.2 作業状況の記録

関係規程:法第18条の14、同第18条の20 / 法施行規則第16条の4 / 国マニュアル「2.2.4.(3)~(4)」、「4.15.1 ~4.15.2」

元請業者・下請負人(又は自主施工者)は、作業の実施状況等を記録し^{※1}、元請業者はそれらの情報から作業が作業計画に基づいて適切に行われていることを確認する必要があります。



保存期間	特定工事が終了するまでの間(電磁的記録による保存も可)※2						
	●特定粉じん排出等作業の実施状況 ^{※3} (次の事項を含む。)						
	○除去等の完了の確認をした年月日、確認の結果 ^{※4} 及び確認者の氏名						
	(確認者が必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写し ^{※5} を添付)						
司名市石	○ ^{※3} 作業基準の次の確認を行った年月日、確認方法、確認結果、確認者の氏名						
記録事項	・ 集じん・排気装置が正常に稼働していることの確認						
	・ 作業場及び前室が負圧に保たれていることの確認						
	・ 作業場の隔離を解くに当たって、アスベストが大気中へ排出等されるおそれがな						
	いことの確認						

- ※1 元請業者・下請負人(又は自主施工者)の誰がどの事項を記録するかは、工事の分担関係 に応じて決めておきます。
- ※2 本記録は「7.1 作業結果の記録」の作成にあたって活用します。
- ※3 表中の事項の他、作業基準の各規程に対応した当該作業の状況がそれぞれ確認できるよう、 写真、動画等を使用して作成します。
- ※4 確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合はその内容も記録します。
- ※5 建築物石綿含有建材調査者の講習修了証、令和5年10月の事前調査者の義務付け適用前までの一般社団法人日本アスベスト調査診断協会の登録証(ただし、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者に限る)、石綿作業主任者技能講習の講習修了証を意味します(施行通知)。

●石綿含有吹付け材の切断等を行う作業における記録・確認の例 <作業等> <記録> <確認> 作業内容の掲示 掲示板の設置状況、記載事項 遠景沂景 特別教育の受講者名簿過去の受講記録 特別教育 除去作業前 作業場の隔離、セキュリティゾーンの設置 隔離の実施状況、セキュリティゾーンの設置状況 元請業者が 確認 集じん・排気装置の設置 使用する集じん・排気装置の点検記録、設置状況 集じん・排気装置出口の粉じん濃度測定結果 集じん・排気装置の点検・確認 作業場内及びセキュリティゾーンの負圧確認 隔離、負圧の確認 _______ 石綿含有建材の湿潤化 湿潤化に用いた薬液等、散布状況 除去前 除去作業の方法、範囲、状況 石綿含有建材の除去 保護具等の着用状況 除去後 作業者の入退出時の際等、隔離、作業場内 隔離、負圧の確認 及びセキュリティゾーンの負圧を定期的に確認 去作業中 集じん・排気装置出口の粉じん濃度測定結果 元請業者が 集じん・排気装置の排気口から粉じんの 適宜確認 漏洩がないことを定期的に確認 集じん・排気装置のフィルタ交換等の状況 石綿粉じんの処理・清掃 除去された石綿の梱包・保管状況 退出時の付着物の除去 使用器具等の付着物の除去又は梱包 廃棄のための梱包の状況 作業従事者の記録 従事者の記録 周辺作業従事者の記録 必要な知識を 確認を適切に行うために必要な知識を有する 取り残しがないことの確認 者による石綿の取り残しの有無の確認 有する者 に依頼 除去部分・その他露出面への粉じん飛散防止 使用した薬液等散布状況 処理剤 (透明色) の散布 元請業者が 確認 石綿粉じん等の飛散のおそれがないことの確認 飛散のおそれがないことの確認結果 **小去作業** 負圧隔離養生の解除 後 元請業者が 作業場内の仕上清掃 作業場内の清掃状況 確認 確認したことを証明する記録を作成

図4.15.2 石綿含有吹付け材の切断等を行う作業における記録・確認の例 石綿含有吹付け材の切断等を行う作業における記録・確認の流れ

発注者へ報告したことの記録を作成

: 日々記録する事項

: 写真により記録する事項

(最低限必要なもの)

国マニュアルより

: 基本的に1回記録する事項

発注者への報告

表4.15.2 石綿含有吹付け材の切断等を行う作業における記録事項の例(除去作業前)

320 3000	12111112	10000	有吹削り材の切断寺を11 JYFま		以子类50万(所五下来65)
作業 時期	項目	確認欄	記録事項	記録の 時期	記録の趣旨
	1. 掲示		掲示板(近景・遠景) 作業実施の掲示、事前調査結 果の掲示、関係者以外立入禁 止の表示、石綿の人体に及ぼす 作用・取り扱い上の注意事項・ 使用すべき保護具等の掲示	掲示板の 設置去の 日 開始前	・作業実施の掲示や事前調査結果の掲示は、周辺住民や作業者が、当該除去等作業の内容を把握するためのツールである。・関係者以外立入禁止の表示等は、石綿則に基づき表示・掲示が必要なものであり作業現場の見やすい箇所、作業者が見やすい箇所に表示・掲示する必要がある。・掲示板の内容が大防法・石綿則に規定する内容を満たしており(近景)、公衆や作業者の見やすい位置に設置されている(遠景)ことを示すために記録する。・写真による記録が必要。
	2. 特別教育		特別教育の受講者名簿又は過 去の受講記録	入所時	・適切な除去等作業の実施にあたり、除去等作業を行う者全員が、石綿の有害性、石綿等の使用状況等の特別教育を受けていることを示すために記録する。 ・3年間の記録の保存義務(安衛則)
除去 作業 前	3. 作業場の 隔離、セキ ュリティゾーン の設置		隔離の実施状況、セキュリティゾ ーンの設置状況	隔離、セキュリティゾー ュリティゾー ンの設置 時	・計画どおりの隔離措置がなされ、石綿等の粉じんがセキュリティゾーン(更衣室、洗身室、前室の3室)の設置により作業場外部へ飛散することの防止及び除去作業に従事する作業者等工事関係者以外の者の立入を遮断できていることを示すために記録する。 ・写真による記録が必要。
	4. 集じん・ 排気装置の 設置		【集じん・排気装置の設置】 装置の型式、設置日時、設置 者氏名、設置状況、適正稼働 確認の方法、確認結果	集じん・排 気装置の 設置時	が設置時に事前点検されており、粉じん濃度等の結果から正常に稼働することを示すために記録する。 ・作業場内の空気の溜まりや排気ダクトの圧力損失等がなく、適切に設置されていることを示すために記録する。 ・集じん・排気装置の型式や換気回数はパンフレット等、設置状況は写真や図面、適正稼働確認の結果は点検記録簿の写しがあるとよい。
	5. 集じん・ 排気装置の 点検、作業 場及びセキ ュリティゾーン の負圧保持		【集じん・排気装置の適正稼働確認】 確認日時、確認方法、確認結果、確認者氏名 【作業場及びセキュリティゾーンの 負圧】 確認日時、確認方法、確認結果、確認者氏名	除去作業 日の除去 開始前	【集じん・排気装置の適正稼働確認】 ・設置時同様、除去作業日毎の除去開始前に集じん排気装置が適正稼働していたことを確認するために記録する。 【作業場及びセキュリティゾーンの負圧】 ・除去作業日の除去開始前に作業場及びセキュリティゾーンの負圧が確保されていたことを確認するために記録する。 ・点検記録表があるとよい。

確認年月日:	年	月	日		
確認者: (所属)				(氏名)	

国マニュアルより

表4.15.3 石綿含有吹付け材の切断等を行う作業における記録事項の例(除去作業中)

	衣4.15.3	口柿 召	有吹付け材の切断等を行っ作う	ミにのいる 記述	逐争块0分列(陈玄作耒中)
作業 時期	項目	確認欄	記録事項	記録の 時期	記録の趣旨
	1. 石綿含 有建材の湿 潤化		湿潤化に用いた薬液名、薬液の 散布状況	除去作業日ごと	・粉じん飛散抑制剤が用途に対して適切に使用されていることを示すために記録する。 ・作業場所ごとに薬液名や散布状況が分かるものが必要。
	2. 石綿含 有建材の除 去		除去作業の方法、作業範囲、 状況	除去作業日ごと	・大気中への飛散や作業者へのばく露を防止するための措置がとられ、除去等作業が適切に行われていることを示すために除去等作業の方法、範囲、状況等の概要を記録する。 ・作業計画書の図面のほか、作業場所ごとに除去前後の写真、除去作業中の写真などが必要。
	3. 作業場 及びセキュリ ティゾーンの 負圧保持		【作業場及びセキュリティゾーンの 負圧】 確認日時、確認方法、確認結 果、確認者氏名	除去作業 日ごとに数 回(入退 出時等)	・作業者の入退出時に負圧不備により石綿が飛散する事例があることから、除去等作業中においても、作業者の休憩時等の出入の際に正常に稼働していることを示すために適宜記録する。 ・点検記録表での記録が望ましい。
除去作業中	4. 集じん・ 排気装置の 点検		【集じん・排気装置排出口の粉じん濃度】 確認日時、確認方法、確認結果、確認者氏名 【集じん・排気装置の運転時間】 稼働していた時間 【フィルタ交換等のメンテナンス記録】 実施日時、実施内容、実施者氏名	除去にとり けいかい はいかい おいり かいり かいり はい ない はい ない はい ない はい はい はい かい はい	・除去等作業中においても、集じん・排気装置が正常に稼働していたことを示すために適宜(例えば作業の中断前後)記録する。 ・フィルタ交換等、メンテナンスが正しく行われていることを示すために記録する。(一般的には、1次フィルタは3~4回/日程度、2次フィルタは1回/日程度、HEPAフィルタは1次、2次フィルタを取り替えても目詰まりをおこす可能性のある場合(500時間程度)に交換する)・点検記録表での記録が望ましい。
	5. 石綿粉じ んの処理		除去された石綿の梱包及び保 管状況、当該梱包への表示	除去作業日ごと	・除去した石綿を放置せずに、適切に表示、 梱包、保管していたことを示すために記録する。 ・写真による記録が必要。
	6. 使用器 具等の付着 物の除去又 は梱包		使用した器具や保護具等を持ち 出す際の付着物の除去の状況 又はこれらを廃棄する場合の梱 包の状況	除去作業 日ごと	・石綿が付着したままの使用器具、保護具等を作業場外に持ち出すことは、石綿等の粉じんの飛散につながるおそれがあることから、使用器具、保護具等を作業場外に持ち出す際に付着物が除去されていたこと又は梱包されていたことを示すために記録する。・写真があると分かりやすい。
	7. 保護具 等の着用状 況		保護具(呼吸用保護具、保護 衣)の着用状況	除去作業日ごと	・作業者の石綿ばく露を防止するため、除去対象及び工法により指定された保護衣等の着用が必要であることから、除去等作業者が適切な保護衣、呼吸用保護具等を正しく用いていたことを示すために記録する。・写真による記録が必要なほか、資材表や点検記録があると分かりやすい。
	8. 従事者の 記録		除去等作業従事者及び周辺作 業従事者の氏名、従事日時、 従事した作業	除去作業 日ごと	・石綿に関する健康被害は、長時間経過した後に発生することから、石綿等の取扱い作業に従事した者、周辺作業に従事した者の従事期間を示すために記録しておく必要がある。 ・40年間保存(石綿則)
お左号刃を	 ≢月日:		年 月 日		

		- 0				1	10 11011111	(111111111111111111111111111111111111	
確認年月	目:	3	年	月	日				
確認者:	(所属)					(氏名)			

国マニュアルより

表4.15.4 石綿含有吹付け材の切断等を行う作業における記録事項の例(除去作業後)

作業時期	項目	確認欄	記録事項	記録の 時期	記録の趣旨
	1. 石綿の取 り残しの有 無		除去対象の石綿が適切に処理 されたことの確認	隔離解除前	・石綿を取り残したまま隔離を解除すると作業場外へ飛散するおそれがあるため、確実に除去されていることを確認し、記録する。 4.15.3参照・取り残し確認の措置の実施状況及び当該確認を行った者の資格が確認できるものについて、写真等による記録が必要。
除去 作業 後	2. 除去部 分への粉じ ん飛散防止 処理剤の散 布		散布した薬液名、散布状況	隔離解除前	・粉じん飛散防止処理剤(固化剤)が用途に対して適切に使用されていることを示すために記録する。 ・薬液名や散布状況が分かるものが必要。
	3. 石綿粉じんの飛散のおそれがないことの確認		隔離内の石綿粉じん等の飛散 のおそれがないことの確認日時、 確認方法、確認結果、確認の 実施者氏名、隔離空間内の清 掃の状況	隔離解除前	・何らかの方法で隔離解除の際に、隔離空間内に石綿等の粉じんがないことの確認を行ったことを示すため記録する。 ・確認結果報告書や清掃後の写真などが必要。
	4. 作業場 内の仕上清 掃		作業場所の床又は地面等の清 掃状況	仕上清掃 時	・石綿が残留したまま以降の作業を進めることは石綿の飛散につながるおそれがあるため、作業場所の床や地面等が清掃されてたことを示すために記録する。 ・仕上清掃後の写真などが必要。

確認年月日:	年	月	日	
確認者:(所属)			FE .	(氏名)

国マニュアルより